令　和　８　年　３　月
国 土 交 通 省 住 宅 局

公営住宅法施行規則の一部を改正する省令案に関するパブリックコメントの募集結果について

国土交通省では、令和８年２月 12 日から令和８年３月 14 日まで、公営住宅法施行規則の一部を改正する省令案についてパブリックコメントを実施し、広く国民の皆様からのご意見を募集いたしました。

その結果、本件に関してのご意見は６件でした。

皆様方のご協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

１　実施方法

⑴　募集期間　　令和８年２月 12 日 12 時(木)～令和８年３月 14 日(土)12 時

⑵　周知方法　　電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載

⑶　意見提出方法　　インターネット（電子政府の総合窓口（ｅ-Ｇｏｖ）意見提出フォーム)、電子メール、ＦＡＸ及び郵送

２　意見数

提出意見数　６件

※１件の提出意見に複数の意見が含まれる場合もあります。

３　問い合わせ先

国土交通省住宅局住宅総合整備課
電話番号：03-5253-8111

（別紙）

ご意見の概要及びご意見に対する考え方

・合計 6件※のご意見等をいただきました。※1件の提出意見に複数の意見が含まれる場合もあります。
・本改正と直接の関係がないため掲載しなかったご意見等についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

	ご意見・ご質問	ご意見・ご質問に対する考え方
1	入居初年度の申告に関して、書面にマイナンバーの情報を得られれば、次年度以降は入居者の同意のもと、申告そのものを省略できるようにすることはできないでしょうか。改正案文については、すでに取り扱いを開始している自治体もあると思います。2年目以降に申告が不要になることで、本来の市民サービスの向上や事務簡素化に寄与するものと考えますが、いかがでしょうか。ご検討ください。	今回の改正により、入居者が書面の提出による収入申告を少なくとも一度行った場合において、その後の収入申告について入居者が個人番号の活用を希望する場合には、事業主体が個人番号の庁内連携・情報連携を通じて当該入居者に係る収入等を把握することで足りることとなり、実質的に入居者からの申告は不要となるため、ご提案に沿う改正であると考えています。
2	「申告することができる。」に関して、「申告することを原則必須とする。」などとする方が良いと考えます。マイナンバーカードを所持していなくてもマイナンバーは適切な方法で照会が可能であり、一般国民は自治体の各手続きにおいてすでにマイナンバーで追跡されてることから、事務手続きとしての煩雑性がなくなりミスも削減できると考えます。	本改正は収入の申告の方法の選択肢を広げるものであり、どのような事務処理方法を採用するかは各事業主体の裁量によるため、原案どおりとさせていただきます。
3	公営住宅法施行規則第七条第一項後段において「番号利用法」と法律の略称を置いているが、次項（第二項）にしか及ばせていないところ、第七条第一項後段中「番号利用法」を用いるのは不適切ではないか。同項後段でも用いるということであれば「・・・第二十七号。『以下この条』において「番号利用法」という。）・・・」と規定すべきと思われる。	貴見のとおり修正しました。
4	公営住宅法施行規則第七条第一項後段を加える改正について、改正前欄で「。」にのみ線を引いて改正しており、見慣れない改正方法と思われるが、政府として「。」を字句として捉えて改正を行うこととしているのか。	国土交通省令における改正方法としては通例であるため、原案どおりとさせていただきます。